

横海市 第 57 号
令和 3 年（2021 年）6 月 28 日

横須賀市市民協働審議会
委員長 志 村 直 愛 様

横須賀市長 上 地 克 明

市民公益活動ポイント制度のあり方について（諮問）

本市では、市民が公益活動を行う「きっかけ」や「励み」となり、一人でも多くの方が、生き生きと公益活動に参加できることを目的とし、市民公益活動ポイント制度を設けています。

平成 24 年 3 月に市民協働審議会より、「ボランティアポイント制度の導入について」答申を受け、実証実験と検証を重ね、平成 27 年から「市民公益活動ポイント制度」を実施しているところです。

しかし、制度開始から 7 年目となり、当初のニーズに沿った、活動の「励み」という一定の効果は認められたものの、活動の継続性や幅広い層の取り込みなど、年月とともにニーズに変化が生じています。

行政が公益活動を下支えする仕組みについては、情勢の変化に柔軟に対応する必要があるため、今後の市民公益活動ポイント制度のあり方について専門的かつ幅広い見地から、意見を求めます。